

都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されます。

● 目的

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、国による都市の低炭素化の促進に関する基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成、低炭素建築物の認定制度の創設など低炭素建築物の普及・促進のための措置を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図る。

● 概要（建築物関係）

（１）基本方針の策定（国）

- ・ 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
- ・ 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項

（２）低炭素まちづくり計画の作成等

- ・ 市町村は、低炭素まちづくり計画を作成することができる。
- ・ 事業者は、集約都市開発事業に関する計画を作成し、併せて建築確認の申請を提出して市町村長の認定を申請することができる（認定を受けたものには所要の支援措置が講じられる）。
- ・ 市町村長が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けて計画の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、建築基準法の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- ・ 認定を受けて整備される特定建築物については、低炭素建築物とみなす。

（３）低炭素建築物新築等計画の認定等

- ・ 低炭素建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替若しくは空調設備等の設置、改修をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、併せて建築確認の申請を提出して所管行政庁の認定を申請することができる。
- ・ 所管行政庁は、省エネ法の誘導基準に適合するものと認めて、その認定をすることができる。
- ・ 所管行政庁が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けて計画の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、建築基準法の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- ・ 省エネ法の届出も届出をしたものとみなす。
- ・ 認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減
所得税減税 H24 400 万円（一般 300 万円）
登録免許税 0.1%（一般 0.15%）

（４）低炭素建築物の容積率の特例

- ・ 低炭素建築物の基準に適合させるための措置（蓄電池、蓄熱槽等）をすることにより通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しない。

● その他

- ・ 法の公布日：平成 24 年 9 月 5 日
- ・ 法の施行日：平成 24 年 12 月 4 日
- ・ 低炭素建築物新築等計画の認定申請等の受付窓口について
平成 25 年 3 月 31 日まで 土木事務所
平成 25 年 4 月 1 日から 市町